

長期優良住宅申請手数料

令和4年10月1日時点

法第5条

1 認定申請手数料

区 分		確認書(※1)もしくは住宅性能評価書	
		ある場合	ない場合
一戸建て住宅	上段:新築住宅	7,100円	52,000円
	下段:既存住宅(※2)	10,000円	78,000円
共同住宅等	100㎡以内	7,100円	52,000円
		10,000円	78,000円
	100㎡超 500㎡以内	13,000円	122,000円
		19,000円	183,000円
	500㎡超 1,000㎡以内	22,000円	196,000円
		33,000円	293,000円
	1,000㎡超 2,500㎡以内	32,000円	386,000円
		47,000円	579,000円
	2,500㎡超 5,000㎡以内	57,000円	691,000円
		85,000円	1,037,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	94,000円	1,188,000円	
	140,000円	1,782,000円	
10,000㎡超 20,000㎡以内	161,000円	2,198,000円	
	242,000円	3,296,000円	
20,000㎡超 30,000㎡以内	190,000円	3,140,000円	
	284,000円	4,710,000円	
30,000㎡超	203,000円	3,847,000円	
	304,000円	5,770,000円	

(※1)…登録住宅性能評価機関が当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面

(※2)…増改築工事を含む

2 変更の認定申請手数料

法第8条

一戸建て住宅 1の表に掲げる額

共同住宅等 変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の面積)に応じ、1.の表に掲げる額

3 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

法第9条

変更認定申請手数料 2,300円

4 地位の承継の承認申請手数料

法第10条

承認申請手数料 2,300円

※ 長期優良住宅認定申請に併せて、建築基準法関係規定に適合するかの審査を受ける場合は、別途手数料が必要